○農林水産省令第二十七号

農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）第九条第三項、第二十条第二項、第二十一条第三項及び第三十五条第二項並びに農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）第八十八条第二項、第九十二条第四項、第百十六条第二項及び第百十八条第五項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、農林水産省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年四月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

農林水産省組織規則の一部を改正する省令

農林水産省組織規則（平成十三年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「二十九人」を「二十八人」に、「四十四人」を「四十七人」に改める。

第四条第一項中「二人」を「一人」に改める。

第九条第一項中「十五人」を「十六人」に改める。

第九条の二の見出し中「食料安全保障専門官」の下に「、原子力災害対策専門官」を加え、同条第一項中「四人」の下に「、原子力災害対策専門官二人」を加え、同条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　原子力災害対策専門官は、命を受けて、食料の安定供給の確保に関する政策（食品衛生に係るものを除く。）の企画及び立案に関する事務（食料産業局の所掌に属するものを除く。）のうち原子力災害対策に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

第十二条第一項中「四十一人」を「四十二人」に改める。

第十四条の六第一項中「五人」を「四人」に改める。

第十八条第一項中「リスク管理専門官二人」を「リスク管理専門官三人」に改める。

第二十三条の見出しを「（家畜防疫対策室及び国際衛生対策室並びに家畜衛生専門官及び国際衛生専門官）」に改め、同条第一項中「動物衛生課に、」の下に「家畜防疫対策室及び」を加え、「国内防疫調整官一人、」を削り、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を削り、第三項を第五項とし、同条第二項第一号中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　家畜防疫対策室は、家畜（家きん及び蜜蜂を含む。以下同じ。）の防疫に関する事務をつかさどる。

3　家畜防疫対策室に、室長を置く。

第二十八条第一項中「海外展開専門官二人」を「海外展開専門官三人」に改める。

第三十六条第一項中「四人」を「三人」に改める。

第三十八条第一項中「四人」を「五人」に改める。

第四十一条の見出し中「首席畜産専門官」の下に「、畜産危機管理官」を加え、同条第一項中「及び飼料専門官五人」を「、畜産危機管理官一人及び飼料専門官四人」に改め、同条中第十項を第十一項とし、第九項の次に次の一項を加える。

10　畜産危機管理官は、災害又は家畜伝染病により、家畜の改良及び増殖、飼料の安定供給の確保並びに草地の整備に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処に関する事務を行う。

第四十三条第一項中「四人」を「二人」に改める。

第五十五条の見出し中「企画官」の下に「及び土地利用調整官」を加え、同条第一項中「二人」を「及び土地利用調整官それぞれ一人」に改め、同条第六項中「、命を受けて」を削り、同条に次の一項を加える。

7　土地利用調整官は、農村計画課の所掌事務に係る土地その他の資源の農業上の利用の確保に関する重要事項についての調査、企画及び連絡調整に関する事務を行う。

第五十九条の見出し中「技術情報管理官」の下に「、技術評価官」を加え、同条第一項中「技術情報管理官一人」の下に「、技術評価官一人」を加え、同条中第十七項を第十八項とし、第十六項を第十七項とし、第十五項を第十六項とし、第十四項の次に次の一項を加える。

15　技術評価官は、土地改良事業に係る技術に関する事務についての情報の収集、分析及び評価、連絡調整並びに指導に関する事務を行う。

第六十条第一項中「一人」を「二人」に改め、同条第二項中「企画官は」の下に「、命を受けて」を加える。

第七十五条第一項中「四人」を「五人」に改める。

第七十七条第一項中「五人」を「六人」に改める。

第百三十三条の見出し中「及び動物用医薬品専門官」を「、動物用医薬品専門官及び病原微生物管理専門官」に改め、同条第一項中「及び動物用医薬品専門官二人」を「、動物用医薬品専門官二人及び病原微生物管理専門官一人」に改め、同条に次の一項を加える。

5　病原微生物管理専門官は、病原微生物の管理に関する専門技術上の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

第百六十一条の二第二項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　農林水産省の所掌事務に係る災害対策に関する事務の総括に関すること。

第百六十一条の三第一項中「四人」の下に「（東北農政局及び関東農政局にあっては、五人）」を加える。

第百六十三条の二中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第十七号までを一号ずつ繰り上げる。

第百七十八条第一項中「二十一人」を「二十人」に、「七人」を「六人」に、「九人」を「八人」に、「十四人」を「十三人」に、「十一人を置く」を「十人を置く」に改める。

第百八十七条の七中第七号を削り、第八号を第七号とする。

第百八十八条中「構造改善課」を「農地政策推進課」に改める。

第百八十九条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第百九十一条の見出し中「構造改善課」を「農地政策推進課」に改め、同条中「構造改善課」を「農地政策推進課」に改め、同条第一号を削り、同条第二号中「（農地保有合理化事業に関することを除く。）」を削り、同号を同条第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二　農地の利用の集積に関すること。

第百九十二条中第八号を第九号とし、第二号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　農業構造の改善に関すること（農地政策推進課の所掌に属するものを除く。）。

第百九十八条第一項中「構造改善課」を「農地政策推進課」に改める。

第二百四条の見出しを「（水利計画官、土地利用指導官及び農村復興指導官）」に改め、同条第三項中「、土地利用指導官」を「土地利用指導官一人を、東北農政局の農村計画部農村振興課に農村復興指導官」に改め、同条に次の一項を加える。

5　農村復興指導官は、農村振興課の所掌事務に係る東日本大震災による被害を受けた地域の復興に関する事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第二百六条の見出し中「地質官」の下に「、地震災害対策調査官」を加え、同条第一項中「一人」の下に「、地震災害対策調査官一人」を加え、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　地震災害対策調査官は、地方農政局の管轄区域内における地震災害対策に係る地質及び地下水に関する事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第二百二十条の見出しを「（災害対策室及び災害査定官）」に改め、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項中「防災課」を「第一項に掲げるもののほか、防災課」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

東北農政局の整備部防災課に、災害対策室を置く。

2　災害対策室は、地方農政局の管轄区域内における農用地及び農業用施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設、地すべり防止施設及びぼた山崩壊防止施設に関する災害復旧事業に関する事務をつかさどる。